

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の

「これまでの議論の整理」～どう読む？ どう考える？

〇はじめに

文科省に置かれた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」：注1）は、2020年7月、「これまでの議論の整理」（以下「議論の整理」）を示しました。



「議論の整理」は、今後の「特別支援教育」に大きな影響を与えると考えられ、その内容が、障害のある子どもたちの成長・発達をうながすものになっているかどうかはとても重要です。注目すべきことは「特別支援学校における教育環境の整備」の項に、私たちが長年求めてきた「設置基準」について、「策定することが求められる」と記述されたことです。また、「障害のある子供の学びの場」「教師の専門性」「ICT利活用等」なども論点としており、すべての教職員に関係する内容が含まれています。

全教障害児教育部は、この討議資料を参考に、教職員のみなさんが「議論の整理」について論議・検討することを呼びかけます。

<注1>

設置期間 2019年9月6日～2021年3月31日

設置の趣旨 「特別支援教育の現状や課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため」（「有識者会議」資料より抜粋）

全文はコチラ↓

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/20200717-mxt_syoto02-000008662_11.pdf

○「議論の整理」に書いてある内容（「議論の整理」の目次より）

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実
2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実
3. 特別支援学校における教育環境の整備
4. 高等学校における学びの場の充実



III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性
3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. 特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方
2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力
3. ICT環境の整備と校務のICT化
4. 関係機関の連携と情報の共有



V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前の連携
2. 在学中の連携
3. 卒業後の連携
4. 医療的ケアが必要な子供への対応
5. 障害のある外国人児童生徒への対応



これで育ち合える？

「議論の整理」の注目ポイント

①支援学級と通常学級の子どもが学級活動や給食等を「原則共に行う」

「通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、ホームルーム等の学級活動や給食等については原則共に行うこととする」

(「Ⅱ-2. 「特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の拡充」より)

★ 私たちはこう考えます



文科省はこの間、小中学校の特別支援学級を「特別支援教室化」する「特別支援教室構想」(注2)を推進してきました。その具体化が文科省の思うように進まないため、特別支援学級の制度は残したまま、実質的に「教室化」しようとしているのではないかと懸念されます。ホームルーム等の学級活動も給食も、それを通常学級と一緒にするのか、特別支援学級独自に行うのかは、それぞれの児童生徒の実態や本人・保護者の意向、学校の実態に応じて判断されるべきであり、「原則共に行う」と強制すべきものではありません。

<注2>文科省は、「特別支援教室」を「障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍し、(中略)必要な時間に特別の指導を受ける教室」(「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」2005年12月:中央教育審議会)としている。つまり、小中学校の特別支援学級をなくして、すべて通常学級に在籍させる構想。

通常学級で、一緒に活動したい子もいるけれど…



支援学級で過ごしたい子もいるはず…



なかよし学級であそびたいなあ



授業がわからない

「原則共に行う」と決められたら困る子がいます

通級が遠隔？

②通級における指導を巡回指導や遠隔教育で

「児童生徒が在籍する小学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や（中略）専門的な指導をICTを活用した遠隔により受けられるような取組を進めることが重要である」

（Ⅱ-2. 「自校通級を進めるための環境整備」より）

★ 私たちはこう考えます



自校通級を進める環境整備は必要ですが、方策が「巡回指導」と「ICT活用の遠隔教育」でよいのでしょうか。すでに巡回指導を行っている地域からは、児童生徒1人当たりの指導時間の減少や教職員の負担増などが報告されています。対人関係が課題となる自閉症、情緒障害の子どもたちも多く利用する「通級」が、「遠隔教育」で成立するとは到底思えません。自校通級を進めるために行うべきことは、通級担当教員を大幅に増やし、通級指導教室を各校に設置することです。

③複数の障害種に対応した総合支援学校の設置を推進

「特別支援学校には重複障害のある子供が一定数在籍しており、そうした子供の教育的ニーズに的確に答えるとともに、重複障害に対応できる教師を育成するため、複数の障害種に対応した特別支援学校の設置が期待される」（Ⅱ-3.（特別支援学校の）「指導体制の整備」より）

★ 私たちはこう考えます



障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の特別支援学校ではなく、複数の障害に対応する「総合支援学校」を推進する方向が示されています。すでに総合支援学校となっている地域からは「障害種別の専門性が低下する」「大規模化につながる」という報告が多くあります。そうした問題を踏まえずに、総合化を推進してよいのでしょうか。

これは必要！

④重複障害に限定せず、手厚い支援を必要とする子どもの指導体制を検討

「重複障害に限定されることなく、強度行動障害のある子供や依存度の高い医療的ケアが必要な子供など、手厚い指導や支援を必要とする者に対する障害の状態や程度を踏まえた指導体制の在り方について、検討を進める必要がある」 (Ⅱ-3. (特別支援学校の)「指導体制の整備」より)

★ 私たちはこう考えます



現行制度では、小中学部の場合は「6人1学級」、重複障害学級「3人1学級」ですが、単一障害でも、実態に応じて手厚い指導を受けられるよう、制度を改善することが求められます。

⑤教室不足解消のため「集中取組期間」を設定

「特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを『集中取組期間』としている。(中略)各学校設置者には、『集中取組期間』において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりすることが求められる」 (Ⅱ-3.「特別支援学校の教室不足」より)

★ 私たちはこう考えます



文科省の調査によると、2019年5月1日現在、全国の特別支援学校で3162教室が不足しています。調査が現場の実態を表していないという指摘もあり、実際の不足数はさらに多いのではないかと推測されます。今年度から5年間を、教室不足解消のための「集中取組期間」とされたので、各自治体で解消計画が立てられると思われます。空き校舎等を利用するケースは矛盾が多いことが報告されています。安易に安上がりな空き校舎、空き教室利用の計画を立てるのではなく、各地の実態や要望に応じた計画が立てられるよう要望していくことが必要です。

専攻科が課題に！

⑦専攻科における学びを通して学習を深めることを期待

「高等部普通科の在学期間では深めきれない専門教育の内容について、更に専攻科における学びを通して、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習を深めることが期待されており、その活性化が重要である」

(Ⅱ-3. 「専攻科の活性化」より)

★ 私たちはこう考えます



特別支援学校の高等部卒業後の学び続ける場が極端に少なく、障害があるがゆえに学び続けるという選択肢がない現状は大きな問題です。高等部卒業後の学びの場がないことが、現在の高等部教育が職業偏重になっていることの一因です。今ある専攻科の活性化だけでなく、知的障害も含め、新たに専攻科を多数設置し、高等部卒業後の学びの場を整備することが必要です。

⑧高校における特別支援教育の充実に取り組む

「制度化されて間もない通級による指導の充実やその指導體制、指導方法の確立など、特別支援教育コーディネーターや通級における指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で高等学校における特別支援教育の充実に取り組むことや特別支援学校と連携していくことが重要である」 (Ⅱ-4 「高校における特別支援教育の充実」より)

★ 私たちはこう考えます



高等学校で通級による指導が始まって3年目になりました。それぞれの地域で取り組まれるようになっていますが、課題も多く残っています。高等学校における特別支援教育を充実させるためには、環境整備や人的配置が不可欠ですが、それをどのようにしていくかの記述がありません。条件整備について明記することが必要です。

⑨全ての教員に求めている専門性は

「目の前の子供の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である」

(Ⅲ-1「全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性」より)

★ 私たちはこう考えます



指導内容や指導方法を工夫したくても、通常学級は40人の多人数で、一人ひとりにゆきとどいた教育を行う条件がありません。教職員の長時間過密労働も深刻です。すべての教員にこうした専門性を求めるならば、そのための条件整備を同時に行うことが必要であることを明らかにすべきです。

担任1人でそこまでできる？

⑩特別支援学級、通級担当の教員に求める専門性は

「児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

(Ⅲ-2「特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性」より)

★ 私たちはこう考えます



小中学校の特別支援学級には、学年も違い発達段階も違う子どもが最大8人在籍しています。目標が異なる児童生徒を同時に指導するにも限界があります。義務標準法を改正して「1学級6人とする」「複式編制は2学年までとする」ことが必要です。さらにそれを実現するための定数改善計画が求められます。

⑪特別支援学校の教員に求める専門性は

「特別支援学校の教師が、小中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の『困難さ』に対する『指導上の工夫の意図』を理解し、個に応じた様々な『手立て』を検討し、授業の助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である」

(Ⅲ-2 「特別支援学校の教師に求められる専門性」より)

★ 私たちはこう考えます



この文章の前の段落では、重度重複の障害に対応する専門性、各教科や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得も必要とされています。その上、小中学校の各教科の授業の「困難さ」に対する対応も重要としています。1人の教員にそこまで求めるのはとても無理です。教員一人ひとりに求めるのではなく、学校としての専門性を重視すべきです。そして、学校としての専門性を重視することは、総合支援学校を進める方針と矛盾します。総合化は行わず、障害種ごとの学校を維持し、学校の専門性を高めるべきです。

一人ひとりに丁寧な指導をしたいから

特別支援学級の1クラス

8人を6人に。

2学年以内で学級編制を。

署名にご協力ください

全日本教職員組合障害児教育係・教組共闘連絡会

現行制度では、特別支援学級は障害種ごとに8人1学級です。通常の複式学級は2学年までなのに、特別支援学級の学級編制に学年は考慮されません。多学年にわたる8人もの子どもをたち1人で担任するのはとても無理です。

ICT教育はバラ色？

⑫ ICTを活用した教育を推進

「ICTの活用に関しては、子供一人一人の障害の種類や状態、教育や生活等の環境が異なることを踏まえ、例えば、想定される活用の困難さ、健康面への影響など、様々な課題を把握し、それに対する配慮を進めていく必要がある」

(IV-1「特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方」より)

★ 私たちはこう考えます



「ICT利活用等における特別支援教育の質の向上」の項では、ICTの有効性ばかりが強調され、この部分だけがマイナス面を含んだ記述です。しかし、懸念すべきことはこれだけでしょうか。現場からは、依存症やSNSによるいじめなどが多数報告されています。それらを軽視して、活用をすすめるばかりでよいのでしょうか。また、ICTの活用により情報を得たり、理解を広げたり、活動を広げたりする効果はもちろんありますが、特別支援学校に多く在籍する重度の知的障害子どもたちにとっては活用が難しいのが現実です。人と人との関わりを通して学ぶことが必要な発達段階の子どもたちのことに全く触れず、有効な面ばかりを強調することにも疑問が残ります。「教師の負担を減らす」という記述もありますが、新型コロナウイルス感染症による学校の休校中に聞こえてきたのは、ICTを活用した授業準備や動画作成による負担増を訴える声です。単純に「負担を減らす」などとは言えません。



訪問教育も遠隔？

⑬在宅訪問にもICT活用による遠隔教育を実施

「在宅や入院で病気療養を続けるなど、障害のために通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教師を派遣する形の訪問教育を実施しているが、(中略)通学する子供と比べて週当たりの授業時数が少ない状況にある。今後、必要に応じて訪問教育とICTを活用した遠隔授業を組み合わせた指導により、訪問教育を受ける子供の学習機会が充実することが期待される」 (IV-2「ICT活用による指導の充実」より)

★ 私たちはこう考えます



訪問指導を受ける子どもたちの授業時数が、通学する子どもたちに比べて少ないことは改善されなければなりません。しかし、在宅で訪問指導を受ける子どもたちの多くは、視覚も聴覚も活用が難しく実際に触れ合いながら学ぶことが必要な子どもたちであり、ICT活用でそれを補うことは困難です。ICT活用が成り立つケースでも、家庭でのICT機器の設定は誰が行うのでしょうか。保護者にお願いするつもりなのでしょうか。教職員を増やすことを前提としないICT活用は、実態に合わない「安上がりの教育」につながる可能性があります。

⑭医ケアを担当する看護師を法令上に位置付ける

これは必要！

「特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う、各学校に置かれる看護師を、法令上位置付けることを検討する必要がある」 (V-4「医療的ケアが必要な子供への対応」より)

★ 私たちはこう考えます



現在、医療的ケアを担当する看護師は、正規雇用としている自治体や、非常勤雇用としている自治体など様々です。正規教職員と位置づけている自治体でも、教員の定数内としているケースが多く、その場合、看護師を配置すれば学級担任が減ってしまいます。看護師を法令上位置づけて、教員の定数に加えて配置する制度にするべきです。

⑮小中学校に医療的ケアの実施拠点校を設ける

「医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要がある」
(V-4「医療的ケアが必要な子供への対応」より)

★ 私たちはこう考えます



小中学校の医療的ケアを拠点校方式で実施することには懸念されることが多くあります。拠点校方式にすれば、医療的ケアを必要とする子どもが登校しているにも関わらず、看護師は常駐していないこととなります。日常の医療的ケアは誰が担うのでしょうか。緊急事態が起きたらどうするのでしょうか。また、複数校をかけもって、医療的ケアを必要とする子どもたちの対応を行う看護師の負担は大変大きなものです。養護教諭の負担も大きくなると予想されます。医療的ケアの子どもが在籍するそれぞれの学校に、看護師を配置することが必要です。

★このように、この「議論の整理」は、「設置基準策定」のように、私たちが求めてきたことが反映されている部分と、「本当に子どもたちの成長発達につながるのだろうか」と懸念されることの両方が含まれています。

この討議資料も活用しながら各組織、各職場で検討をすすめましょう。また、各地の教育条件整備を求める運動に役立てていただければ幸いです。

みなさんのご意見をぜひお聞かせください。



作成：全日本教職員組合障害児教育部 2020年9月

zenkyo@educas.jp